

標準化委員会細則

(構成)

第1条 会則第19条の規定に基づき、医療情報標準化推進協議会に標準化委員会(本委員会と称す)を置く。

2 会長、副会長、若干名の理事、会長が必要と認めた若干名の委員およびオブザーバーを含めて、標準化委員会を構成し、理事会で承認を得る。

3 本委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(目的)

第2条 本委員会は、医療情報標準化推進協議会の長期的な標準化方針の策定、標準規格の提案勧告や標準規格の粒度の調整などを行い、同時に関連する団体との協議を行い、協議結果を理事会へ勧告する。

(開催)

第3条 委員長が必要に応じて本委員会を招集し、定足数は委員の1/2以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(委員長・議長および議決)

第4条 本委員会の委員の互選で委員長を決め、委員長が議長を兼ねる。

2 本委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。

(改廃)

第5条 本細則は、理事会の決議により改廃できる。

附則

本細則は2008年7月4日より実施する。